

平成28年度

水産物消費拡大事業補助金

評価表

NO.

39

所管部課名	林務水産課			担当者	江口 勝			
事務事業名	水産振興費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、水産物消費拡大事業補助金交付要領							
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下							
平成28年度 予算額	3, 000 千円	国県支出金 千円	一般財源 千円		その他 3, 000 千円	その他の内容		
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	開催報告書（事業開催回数及び来場者数）			14回 5, 000人		平成 3 3 年度		
成果指標②	収支清算書（販売品収益）			6, 000千円		平成 3 3 年度		
補助対象者	川内・甌島とれたて市実行委員会							
補助対象経費	川内・甌近海で漁獲される水産物の拡販宣伝にかかる経費							
補助対象事業・活動の内容	川内・甌近海で漁獲される魚介類を広く市内外に周知すること、地産地消及び魚食普及に努め水産業の振興を図る。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額							
上記項目の積算方法	川内・甌とれたて市 運営費補助：3, 000, 000円							
補助を受ける過去3年の事業（団体）等の決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	5, 694, 635	61. 4%	5, 077, 563	57. 1%	4, 941, 343	53. 4%
		会費収入	94, 000	1. 0%	400, 000	4. 5%	400, 000	4. 3%
		事業収入	5, 600, 635	60. 3%	4, 677, 563	52. 6%	4, 541, 343	49. 1%
		寄付金・その他助成		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		市補助金	3, 400, 000	36. 6%	3, 500, 000	39. 4%	3, 000, 000	32. 4%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		（前年度繰越金）	186, 044	2. 0%	315, 564	3. 5%	1, 308, 282	14. 1%
	計	9, 280, 679	100. 0%	8, 893, 127	100. 0%	9, 249, 625	100. 0%	
	支出	事業費	8, 329, 915	89. 8%	6, 818, 745	76. 7%	6, 766, 415	73. 2%
		人件費	635, 200	6. 8%	766, 100	8. 6%	604, 200	6. 5%
		その他事務費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		（翌年度繰越金）	315, 564	3. 4%	1, 308, 282	14. 7%	1, 879, 010	20. 3%
		計	9, 280, 679	100. 0%	8, 893, 127	100. 0%	9, 249, 625	100. 0%
		支出計/前年度支出計			95. 8%		104. 0%	
		自己資金/前年度自己資金			89. 2%		97. 3%	
翌年度繰越金/市補助金	9. 3%		37. 4%		62. 6%			
交付件数			1		1		1	
成果指標の推移①			12回 5, 100人		12回 4, 680人		11回 4, 100人	
成果指標の推移②			5, 343千円		4, 5524千円		4, 491千円	
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」国庫補助が終了して、市補助金が増えている状況なので、イベントとして独り立ちできるように導いてほしい。魚食普及に関しては、ラジオ等を活用するなど、もっと広報に力を入れてほしい。 【前回評価への回答】広報に関しては、FMさつませんだいを活用し、広報活動に取り組んでいる。また、川内とれたて市場の整備が計画され、水産物の消費拡大及び販路拡大が見込めるようになる。 【事業のPR方法】 とれたて市での鮮魚販売のほか、実行委員会では魚の捌き方教室を実施し、魚食普及に努めている。 【補助事業以外の事業】「薩摩川内・こしきお魚まつり」は、平成24年度で終了した。 【その他】 ①魚食普及及び地産地消のためにも存続すべきである。 ②川内市漁協及び甌島漁協の一体感が醸成され、本市水産業振興の一翼をになっている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	漁家の所得向上を目的に、直売による地産地消や魚食普及を行うことで、安価で安全安心な水産物の提供に繋がっている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①本市の水産振興を考慮すると川内・甕島両漁業協同組合への補助が妥当である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	安全安心な水産物の直売や流通システムの構築は、市民のニーズに合致しており、その目標・成果の達成に向けて適切な効果が上がっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	川内・甕島で水揚げされる水産物を取扱う漁協での実施が妥当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	実績報告からみても著しく妥当性を欠く水準となっていない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	捌き方教室等自助努力が見受けられ、流通の仕組みや直売所等の今後の方向性についても推進しており、半永続的な補助とならないように努めている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	事業主体の実行委員会は、川内・甕島両漁業協同組合から選出された者で構成されており、公益性は十分認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	本事業についての地産地消や魚食普及による水産物の流通は、新たな取組みとしての要素が強いため、外の政策手段が無いことから適当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	対象経費は明確に記載されており、実績報告からも目的を十分達成しており、公費を当てることから妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈上記方向の理由〉 魚食普及及び地産地消等からも継続は必要と考え、川内・甕島両漁業協同組合の一体的な産業振興及び本市水産業発展の観点から見ても事業の継続は必要不可欠と考える。また、漁家所得の維持・向上にも寄与するものと思われる。		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 当面は、直売所を中心とした地産地消や魚食普及を行い、水産物の安定的な流通体系を定着させる。		〈まとめ〉

水産物消費拡大事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる水産物消費拡大事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 水産物消費拡大事業補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は薩摩川内・こしきお魚まつり実行委員会及び川内・甕とれたて市実行委員会とする。
- (2) 事業計画の内容が薩摩川内市の魚介類を広く市内外に周知することと、地産地消及び漁業の振興を図り、市産業の振興と発展に関するものであること。
- (3) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 水産物消費拡大事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 水産物消費拡大事業補助金は、次に掲げる水産物の消費拡大に必要と認められる経費について交付する。

- (1) 拡販宣伝費
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 水産物消費拡大事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 水産物消費拡大事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 水産物消費拡大事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に水産物消費拡大事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 水産物消費拡大事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性，必要性，効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業の収支精算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか，特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 水産物消費拡大事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 開催報告書
- (2) 収支決算書

(補助事業者等の責務)

第9条 水産物消費拡大事業補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の水産業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成19年4月1日から施行する。
- 2 水産物消費拡大事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては，平成19年度において検討を行い，その結果に基づいて，平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。